

仕様書

1 案件名

令和8年度 住之江区役所及び住之江区保健福祉センター分館樹木剪定業務委託

2 業務内容

住之江区役所及び住之江区保健福祉センター分館の樹木剪定

剪定を行うにあたって、チャドクガ等害虫駆除が必要な場合は薬品散布を行うこと。

樹木剪定 高木 1式 (年1回 6月～8月)

樹木剪定 低木 1式 (年1回 6月～8月)

敷地内の雑草刈 1式 (年2回 6月～8月、10月～1月)

薬品散布 1式 (年2回 6月～8月、10月～1月)

※サクラ剪定後は、殺菌防腐剤を塗布すること。

防草シート補修 (防草シート範囲は別紙4のとおり)

廃棄物処分 1式

※花壇縁部のコンクリートブロック上での補修作業については、接着加工を施すこと。

※実施月は参考であり、天候等により、実施ができない場合は住之江区役所担当者と協議の上、変更してよいものとする。

※参考 主な樹木

名称	(場所) 形状寸法	数量	単位
住之江区役所			
さざんか	(庁舎東側) 高さ 100cm 程度	4	本
キンモクセイ	(庁舎東側) 幹周 30cm 程度	2	本
ツツジ	(庁舎東側) 作業範囲 約 20 m ²		
さざんか等	(駐車場周辺) 作業範囲 約 65 m ²		
クスノキ	(駐車場周辺) 幹周 60cm～120cm 程度	1	本
サクラ	(駐車場周辺) 幹周 60cm～120cm 程度	4	本
ゴールドクレスト	(駐車場周辺) 幹周 60cm～120cm 程度	1	本
クスノキ	(庁舎西側) 幹周 60cm～120cm 程度	1	本
サクラ	(庁舎西側) 幹周 60cm～120cm 程度	2	本
住之江区保健福祉センター分館			
フェニックス	高さ 7m 以上	1	本
ヒイラギナンテン等	刈込作業 約 9 m ²		

※詳細については別紙1～3を参照のこと

3 履行場所

住之江区役所及び住之江区保健福祉センター分館敷地内

4 履行期限

令和9年3月19日まで。ただし、作業は土曜日・日曜日及び祝祭日の閉庁日を基本とし、それ以外の開庁日（第4日曜の開庁日を含む）に作業を行う場合は、作業時間等を住之江区役所担当者と調整すること。

5 検査

検査は、必ず業務終了後に責任者立会いのもとに行い、住之江区役所担当者の確認を得なければならない。その結果指摘を受けた場合は指定期日までに手直しを行い、処置内容を報告し再度検査を受けなければならない。

6 廃棄物処理

除草・剪定によって生じた、刈草・剪定枝等の廃棄物は、受注者が一般廃棄物として収集運搬を行い処理すること。受注者が一般廃棄物収集運搬業許可を有しない場合は、許可を有している者に収集運搬を行わせること。その場合は、速やかに、再委託承諾申請書を提出し、本市（発注者）の承認を受け、再委託業者通知書を提出すること。また、処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、適切に処理を行うこと。

7 各種報告・届出等

実施に際し、下記報告及び届出書類を提出すること。

- ・ 作業前・作業後現場写真（ただし薬品散布は作業中写真とする。）
- ・ 業務完了届
- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可証、または一般廃棄物処理施設設置許可業者からの一般廃棄物受け入れ等証明書、または剪定により発生した廃棄物が適正に処分されたことが確認できる書類
- ・ 再委託承諾申請書および再委託業者通知書（※廃棄物処理において受注者が再委託を行う場合のみ）

8 その他

- ・ 剪定作業中に樹木の傾き・揺れ・腐食等の異状が見られたときは住之江区役所担当者に報告し、指示を受けること。
- ・ 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。
- ・ 剪定により発生した廃棄物については、関係法令を遵守し適切に処分すること。処

分方法については、事前に住之江区役所担当者と協議すること。

- ・ 業務完了時は速やかに仮設物の撤去、後片付け及び清掃等を実施すること。
- ・ 業務にかかる諸費用については、受託者の負担とする。
- ・ 安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合においては、受託者の責任において処理すると共に速やかに住之江区役所担当者に報告すること。
- ・ その他業務実施にあたっては、住之江区役所担当者の指示に従うこと。
- ・ この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・ 公募型比較見積への参加に当たっては、本仕様書の内容を十分に理解し、疑義があるときは、質問受付期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知したうえで参加すること。なお、契約後における仕様書の疑義は、すべて大阪市の解釈とする。

9 担当者

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

住之江区役所総務課（総務） 担当：大森・佐藤

電話：06-6682-9626 FAX：06-6686-2040

住之江区役所

① 区役所西側	② 区役所北側
	
③ 区役所北側	④ 区役所北側
	
⑤ 区役所北側	⑥ 区役所北側
	

⑦ 区役所東側



⑧ 区役所東側



⑨ 区役所南側



⑩ 区役所正面駐車場



⑪ 区役所正面駐車場



⑫ 区役所正面駐車場



⑬ 区役所正面駐車場



⑭ 区役所正面駐車場



⑮ 区役所正面駐車場



⑯ 区役所正面駐車場



⑰ 区役所西側



⑱ 区役所西側



⑲ 区役所正面花壇



⑳ 区役所正面花壇



【現場写真】

住之江区保健福祉センター分館

②①分館正面入り口付近



②②分館正面入り口付近



②③分館東側

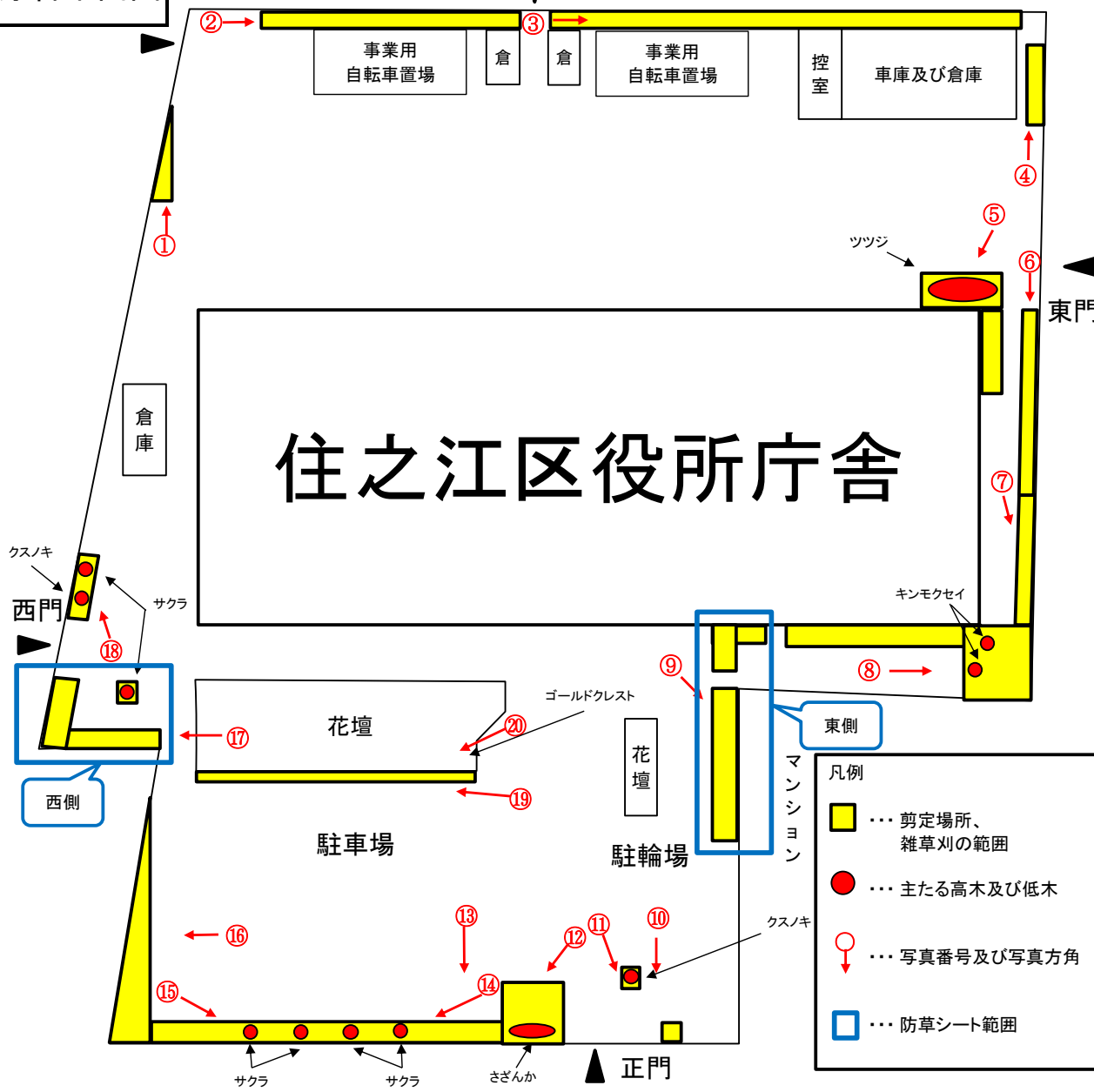


②④分館北側

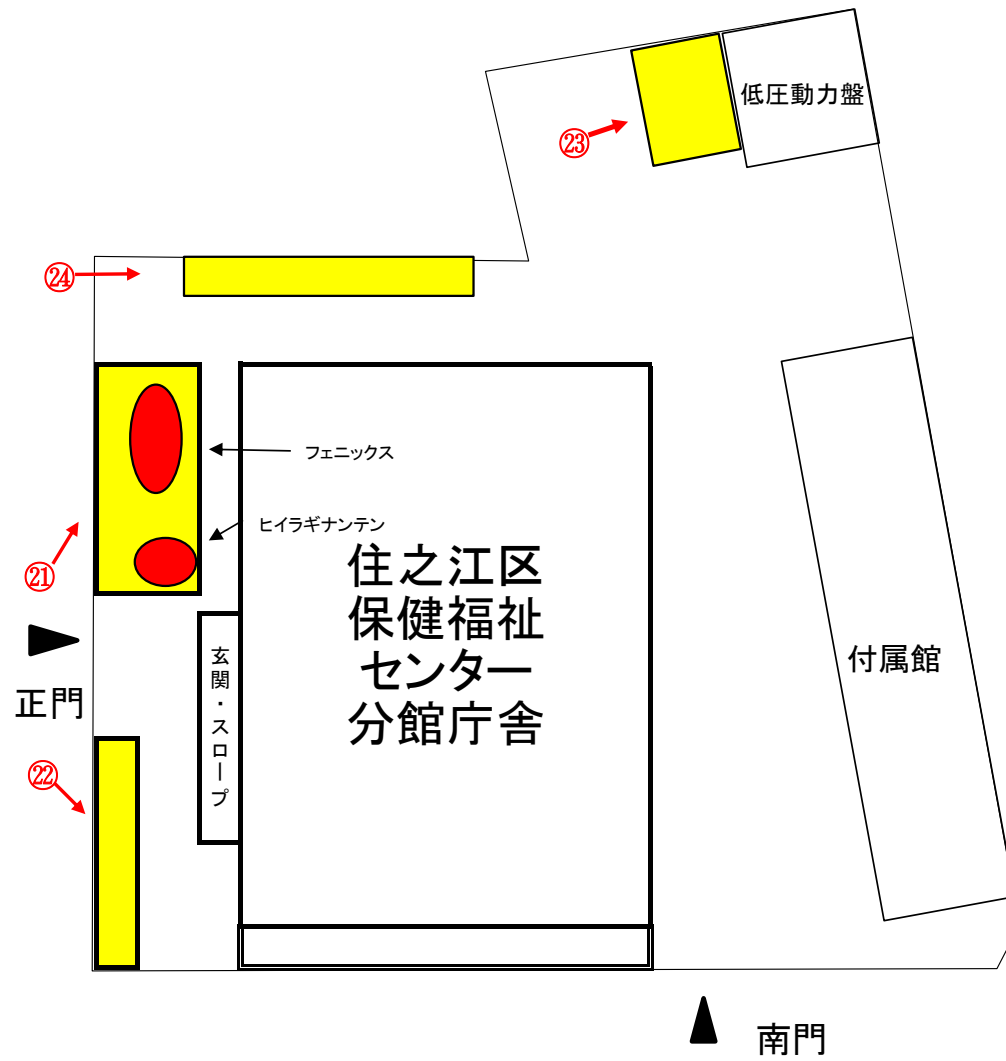


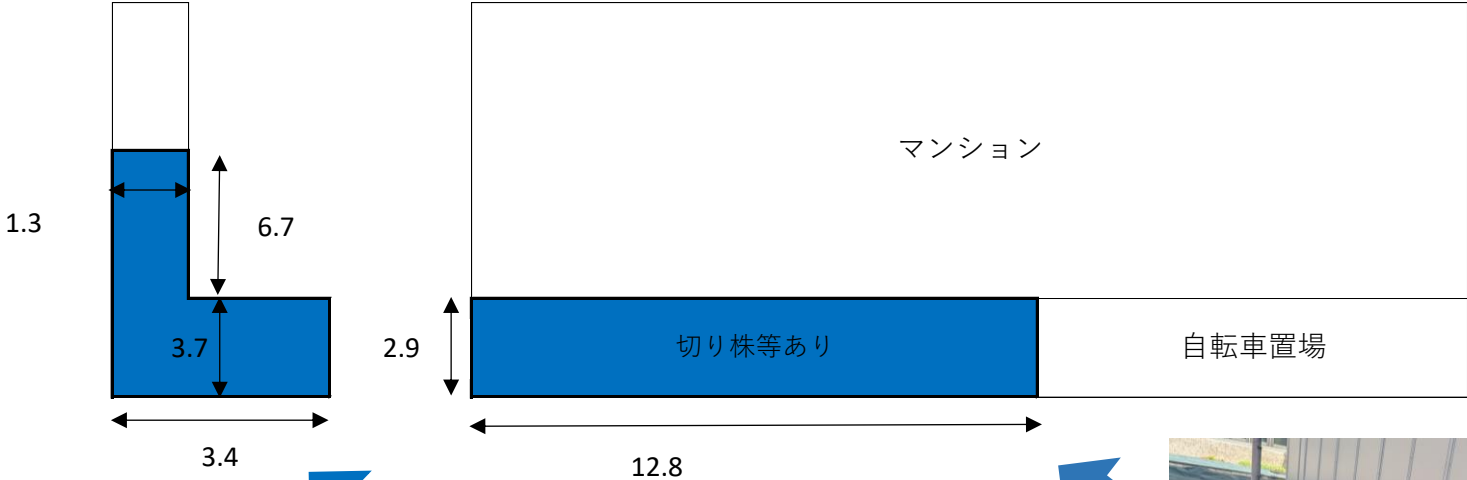
庁舎平面図

別紙2



- 凡例
- ... 剪定場所、雑草刈の範囲
 - ... 主たる高木及び低木
 - ... 写真番号及び写真方角
 - ... 防草シート範囲





防草シート範囲 (西側)



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。